

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月18日

【会社名】 株式会社セゾン情報システムズ

【英訳名】 SAISON INFORMATION SYSTEMS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮野 隆

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03(3988)1846

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部担当 土橋 眞吾

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03(3988)1846

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部担当 土橋 眞吾

【縦覧に供する場所】 株式会社セゾン情報システムズ 関西事業所
(大阪市西区江戸堀一丁目5番16号)
株式会社セゾン情報システムズ 名古屋営業所
(名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年11月18日開催の取締役会において、平成28年2月1日を効力発生日として、BPOに関する事業（以下、「本事業」）を会社分割（新設分割）により新設会社に承継（以下、「本会社分割」）させたいと、当該新設会社の全株式を株式会社ビジネスブレイン太田昭和（本社：東京都港区 代表取締役社長：石川 俊彦 以下、「ビジネスブレイン太田昭和」）に譲渡すること（以下、「本件取引」）を決定し、平成27年11月18日付で、ビジネスブレイン太田昭和との間で株式譲渡契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

当社が展開するBPO事業は、人事・給与業務アウトソーシングサービスである「Bulass」やその周辺サービスとしてシステム開発等の提供を行っております。昨今国内企業においてはコストダウンや経営効率化を目的とした人事・給与業務関連のBPOサービスの利用が増加しており、本事業が属する業界は今後も安定的な成長が見込まれると考えております。

ビジネスブレイン太田昭和は、当社BPO事業と同事業領域にあたるマネージメントサービス（BPO）事業を、公認会計士、税理士、社会保険労務士、SEなど、専門的なノウハウと知見を持つ人材によるサポートをコアとし、またシステム開発の提供とあわせて展開しております。当社は、BPO事業のポテンシャルや将来の成長を評価しているものの、当社をとりまく事業環境等を総合的に判断し、事業の選択と集中を図るために、本事業を上記の特長を持つビジネスブレイン太田昭和へ譲渡することが最適と考え、今回の決定に至りました。本件取引後の当社は、カードシステム事業、エンタープライズ・ソリューション事業、HULFT事業に注力してまいります。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割方式です。なお、本会社分割は、会社法第805条に規定する簡易分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式（株式数：1,000株）を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。当社は、本会社分割の効力発生日と同日付で当該株式すべてをビジネスブレイン太田昭和に譲渡いたします。

(4) 新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

新設分割計画承認取締役会決議日	平成27年11月18日
株式譲渡契約締結日	平成27年11月18日
本会社分割の日（効力発生日）（予定）	平成28年2月1日
株式譲渡実行日（予定）	平成28年2月1日

その他の新設分割計画の内容

当社が平成27年11月18日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記「新設分割計画書」のとおりであります。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

新設分割設立会社は、本会社分割に際して発行する全ての株式を当社に割り当てます。上記割当株式数については、本会社分割は当社が単独で行う新設分割であり、新設分割設立会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮し、決定したものであります。

(6) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・商号 株式会社BBSアウトソーシングサービス
- ・本店所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
- ・代表者の氏名 代表取締役社長 神村 昌宏
- ・資本金の額 100百万円
- ・純資産の額 未定
- ・総資産の額 未定
- ・事業の内容 BPO事業

新設分割計画書

株式会社セゾン情報システムズ（以下「当社」という。）は、当社が本件事業（第2条に定義する。）に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を実施するにあたり、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本件新設会社）

1. 本件新設分割における新設分割設立株式会社（以下「本件新設会社」という。）の商号及び本店の所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 商号

株式会社BBSアウトソーシングサービス

(2) 本店の所在地

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

2. 前項に定めるほか、本件新設会社の目的、発行可能株式総数その他の定款で定める事項は、別添1「本件新設会社定款」に記載のとおりとする。

第2条（本件事業）

本計画において「本件事業」とは、当社が本計画作成日において行う人事・給与業務アウトソーシングサービスに係るBPO事業及びそれに付随して当社のBPO事業部が本計画作成日において行っている事業をいう。

第3条（本件新設会社の設立時取締役の氏名及び設立時監査役の氏名）

本件新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 取締役

神村昌宏

野川義夫

野崎正幸

大和淑晃

宮野隆

赤木修

(2) 監査役

宮本重雄

第4条（本件新設分割により承継する権利義務）

1. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件新設会社の成立の日（以下「本件新設会社成立日」という。）において本件事業に属する別添2「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債、契約その他の権利義務とする。本件新設会社が当社から承継する資産及び負債の評価は、平成27年9月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件新設会社成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

2. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する債務は、本件新設会社が免責的にこれを引き受けるものとする。

3. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する財産の権利移転について、登記、登録、通知、許可や同意取得その他の手続が必要な場合は、かかる手続に要する登記手続費用その他の費用は、当社の負担とする。

第5条（本件新設分割に際して発行する株式及びその割当て）

本件新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式1,000株を発行し、当社に対し、本件新設分割により当社から承継する権利義務に代えて、かかる設立時発行株式のすべてを当社に割り当て交付する。

第6条（本件新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

本件新設会社の設立時資本金、設立時資本準備金、設立時資本剰余金、設立時利益準備金及び設立時利益剰余金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時資本金 100,000,000円
- (2) 設立時資本準備金 100,000,000円
- (3) 設立時資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から第1号及び第2号の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金 0円
- (5) 設立時利益剰余金 0円

第7条（本件新設分割期日）

本件新設分割により本件新設会社を設立すべき日（以下「本件新設分割期日」という。）は、平成28年2月1日とし、本件新設分割期日に、本件新設会社の本店の所在地において、本件新設会社の設立の登記の申請手続を行うものとする。但し、本件新設分割の手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議をもって本件新設分割期日を変更することができる。

第8条（本件新設分割に係る承認決議等）

本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づき、本計画について、当社の株主総会の承認を受けることなく行う。

第9条（競業避止義務）

当社は、本件新設分割の効力発生後、本件新設会社に対し、本件事業と実質的に同一の事業を自ら行わず、かつ、第三者を通じて行わないものとする（かかる事業を営む会社の株式・持分の取得及び保有をしないことを含み、合併による場合及び本計画の承継権利義務明細表において除外された契約に係る義務の履行を除く。）。

第10条（本計画に必要な手続の実施）

当社は、本件新設分割期日の前日までに、債権者保護手続、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律及び商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条に定める手続その他関連法令により本件新設分割の実施に必要な手続を行う。

第11条（本計画の変更又は本件新設分割の中止）

当社は、本計画の作成日から本件新設分割期日までの間において、当社の財産又は当社の経営状態に重要な変動が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件新設分割に関して必要な事項については、本計画の趣旨に従い、当社の取締役会の決議によって定めるものとする。

平成27年11月18日

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社セゾン情報システムズ
代表取締役社長 宮野 隆

本件新設会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は株式会社BBSアウトソーシングサービスと称し、英文ではBBS Outsourcing Service Inc.と表示する。

第2条（目的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業その他の事業体の経営指導
2. アウトソーシングの導入に関するコンサルティング
3. 経理事務の受託処理
4. 財務書類の調査、作成および会計事務の代行
5. 給与計算・支払の受託処理
6. データ入力および情報処理業務
7. コンピュータ機器および周辺機器の斡旋、販売
8. 企業その他事業体の委嘱によるデータ入力要員の養成
9. コンピュータシステムの販売および開発
10. コンピュータによる計算受託および計算、運用代行
11. 労働者派遣事業
12. 有料職業紹介事業
13. 前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都豊島区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

第7条（株券の不発行）

当社は、株式に係る株券を発行しない。

第8条（株式の譲渡制限）

1. 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、当社の承認を要する。
2. 前項の承認機関は取締役会とする。

第9条（株式の割当てを受ける権利等の決定）

株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、募集事項及び申込みの期日は、取締役会の決議によって定める。

第10条（株式の取扱い等）

株式及び新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

第11条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集権者）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集する。
2. 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。

第14条（招集通知）

株主総会の招集通知は、議決権を行使することができる各株主に対し、会日の1週間前までに発しなければならない。但し、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、又は通知期間を短縮して株主総会を開催することができる。

第15条（議長）

1. 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。
2. 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

第16条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。当該株主又は代理人は、株主総会毎にその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、当会社が保存する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は7名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任は累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 当社は取締役会の決議によって、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。

第23条（取締役会の権限）

1. 取締役会はその決議により、法令又は定款に定めるもののほか、当社の業務執行に関するすべての重要な事項を決定する。
2. 代表取締役及び当社の業務を執行する取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告するものとする。

第24条（取締役会の招集権者）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。
2. 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。

第25条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の議長）

1. 取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。
2. 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

第27条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、当社が保存する。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役との責任限定契約）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

第32条（監査役の員数）

当社の監査役は3名以内とする。

第33条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

第35条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役との責任限定契約）

当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第38条（剰余金の配当）

1. 当社は、株主総会の決議により、剰余金の配当を行う。
2. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第39条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第40条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合には、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

第7章 附則

第41条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成28年3月31日までとする。

以上

承継権利義務明細表

1. 資産

本件事業に属する一切の資産。但し、東京第8サーバーセンターに所在するサーバー設備を除く。

2. 負債

本件事業に属する一切の負債・債務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 次項但書第1号乃至第4号に掲げる各契約に基づいて生じる一切の債務。
- (2) 不法行為等、契約に基づくもの以外の潜在債務については、本計画で明示的に移転・承継の対象とされた債務以外の債務（未発生のもを含む）。

3. 契約上の地位

本件事業に属する一切の契約における契約上の地位。但し、次の各号に掲げる契約を除く。

- (1) 当社と株式会社サンシャインシティとの間のサンシャイン60にかかる平成25年3月1日付賃貸借契約及び平成27年3月18日付定期賃貸借契約。
- (2) 当社と株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズとの間の平成20年10月20日付コロケーションサービス契約、平成21年9月30日付コロケーションサービス契約及び平成21年9月30日付覚書。
- (3) 当社とジェネクス・ジャパン株式会社との間の平成27年3月31日付ジェネクス・パートナー契約書。
- (4) 当社と日本航空株式会社との間の平成27年5月22日付ソフトウェア開発業務委託契約書及びこれに付随して締結される契約。

4. 労働契約上の地位

本件事業に主に従事する当社の従業員のうち、本件新設会社成立日において在籍している者との間の労働契約における使用者たる地位。

以上